鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目　次

◇条　例　鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会総務課）

公布された条例のあらまし

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

一　農林水産常任委員会及び土木商工常任委員会の委員の定数を十人から九人に変更することとした。（第二条関係）

二　この条例は、公布の日から施行することとした。

条　例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年五月十日

鳥取県知事　片　山　善　博

鳥取県条例第十六号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「農林水産常任委員会　十名」を「農林水産常任委員会　九名」に、「土木商工常任委員会　十名」を「土木商工常任委員会　九名」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。